

令和2年4月28日

保護者の皆さまへ

廿日市市長  
(福祉保健部こども課)

### 小学校の臨時休業の延長に係る留守家庭児童会の対応について

平素から、市行政並びに留守家庭児童会の運営については、多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

小学校の臨時休業の延長に係る留守家庭児童会の対応について、お知らせします。

留守家庭児童会の利用については、全国に非常事態宣言が出され、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための小学校の臨時休業の趣旨、児童会での過密状態を避けるため、必要最低限のご利用をお願いいたします。令和2年4月17日以降、新規加入、追加利用は、小学1年生から小学3年生までに限定して運営しています。

5月利用予定の登録児童で、利用を自粛される場合、5月中、一度も利用せず、利用変更届を5月7日(木)までに留守家庭児童会又は市役所こども課に提出されると、5月分の利用料は不要です。

児童の安心、安全について、ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

#### 【開会時間】

小学校の臨時休業開始(令和2年4月17日(金))～当面の間

平日 午後1時～午後6時(延長利用の場合6時30分)

土曜日 午前8時30分～午後6時(延長利用の場合6時30分)

※平日 午前8時30分～午後1時は、引き続き小学校で対応

#### 【対象児童】

登録児童(4月30日時点) 小学1年生から小学6年生まで

新規及び追加利用は、小学1年生から小学3年生まで ※小学校4年生から小学校6年生までは、保護者が医療従事者、ひとり親家庭等やむを得ない事情があると認められる場合に限りまますので、ご相談ください。

#### 【利用料】

児童1人につき 月額

	通常利用	延長利用
児童1人目	3,000円	3,600円
児童2人目以降	1,500円	2,100円

#### 【注意事項】

次のような症状がある場合、留守家庭児童会の利用を控えてください。

- ・毎朝、検温を行い、発熱などの症状がある場合(目安:37.5℃以上の発熱)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

留守家庭児童会利用児童と来会者は、必ずマスクを着用するようにしてください。

問合せ先  
児童グループ  
電話:(0829)30-9130